

大和市告示第15号

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月30日

大和市長 古谷田 力

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱（平成23年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱

第1条中「日曜日及び」を削る。

第3条中「日曜日及び土曜日」を「毎月の第2土曜日及び第4土曜日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認める場合は、これに加え、3月の第5土曜日及び4月の第1土曜日に実施することができる。

第3条第1号中「翌年の1月3日」を「12月31日」に改め、同条第4号中「必要と」を削る。

第4条中「次のとおり」を「午前8時30分から午後5時まで」に改め、同条各号を削る。

別表収納課の項中「個人市県民税」の次に「、森林環境税」を加え、同表市民課の項中「（土曜

日に限る。）」を削り、「

印鑑に係る届出の受付に関すること。

」を

印鑑に係る届出
個人番号カード

の受付に関すること。
の交付等に関すること。

に改め、「個人市県民税」の次に「、森林環境税」を加え、同表

保険年金課の項中「（土曜日に限る。）」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。